

簡易専用水道定期検査業務仕様書

- 1 業務名：市営住宅（3住宅）簡易専用水道定期検査業務
- 2 履行場所：加古川市西神吉町辻484番地（西神吉辻住宅）ほか
別表 検査場所一覧表のとおり
- 3 履行期間：契約締結日から令和7年3月14日までとする。
- 4 概要：水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道（受水槽及び高架水槽等）及び小規模受水槽水道の水質検査、水槽等の外観検査、書類検査及び検査結果の報告等
- 5 特記事項
 - ① 検査は、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」（厚生労働省告示第百六十二号）に定める方法とする。
 - ② 検査報告書様式は、事前に市担当者へ提出し、承諾を得ること。
 - ③ 検査前に日程表を作成の上、市担当者へ提出すること。
 - ④ 検査は、令和7年2月28日までに実施すること。
 - ⑤ 検査日当日には、市担当者に検査開始・終了の旨を告げること。
 - ⑥ 管理区域等へ進入時の鍵の貸借等は、市担当者と調整のうえ実施すること。
 - ⑦ 検査結果報告書には、検査項目の判定結果及び状況写真を添付すること。
 - ⑧ 検査結果に不適箇所がある場合は、報告書に明記するとともに詳細写真を報告すること。
 - ⑨ 状況写真は、受水槽・高架水槽の各槽を撮影すること。また、槽全体が把握できる写真を各槽に1枚以上必ず撮影し、報告書に添付すること。
 - ⑩ 状況写真には、各槽の外観、防虫網の状況、周辺の状況、パッキンの状況等を撮影し、報告書に添付すること。
 - ⑪ 不具合部分は位置図、一覧表及び写真を作成・整理し報告書に添付のこと。
 - ⑫ 不具合に関する指摘事項及び助言事項の一覧表を作成・整理し、報告書に添付のこと。
 - ⑬ 水質検査は、各高架水槽末端の給水栓において採水したもので行い、臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素・採水箇所・測定機器・測定者等その他必要事項を報告書に記載すること。
 - ⑭ 検査結果報告書を2部（住宅政策課用、環境保全課提出用）作成し、市担当者へ提出すること。
- 6 その他の提出書類
 - ・「簡易専用水道」定期検査完了届
 - ・「簡易専用水道」定期検査実施一覧表（検査日時一覧）
 - ・指摘・助言事項一覧表
 - ・定期検査報告書
 - ・その他市担当者の指示するもの

市営住宅（3住宅）簡易専用水道定期検査業務 検査事項一覧表（参考）

検査及び報告事項

1 施設の外観検査（受水槽・高架水槽）

- ・水槽の周囲の状態
- ・水槽本体の状態
- ・水槽上部の状態
- ・水槽内部の状態
- ・水槽のマンホールの状態
- ・水槽のオーバーフロー管の状態
- ・水槽の通気管の状態
- ・水槽の水抜管の状態
- ・給水管等の状態

2 給水栓における水質の検査

- ・臭気
- ・味
- ・色
- ・色度
- ・濁度
- ・残留塩素

3 書類の整理及び保存の状況

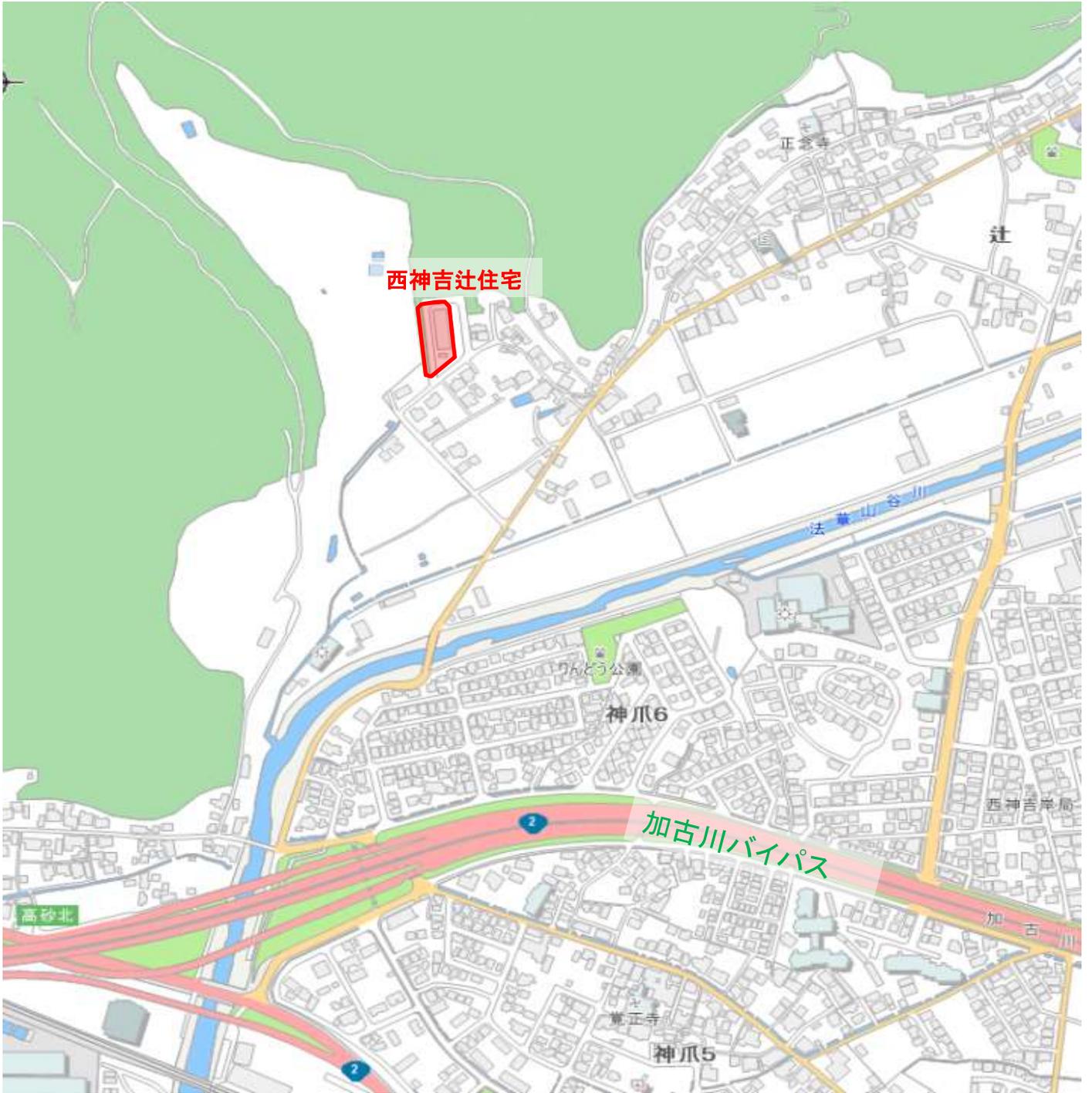
4 指摘事項及び助言等

5 総合判定

別表 検査場所一覧表（市営住宅）

No.	住宅名	住 所	受水槽 (㎡)	受水槽 (基)	受水槽 (形状)	高架水槽 (㎡)	高架水槽 (基)
1	西神吉辻住宅	加古川市西神吉町辻4 8 4 番地	10	1	1基1槽	3	1
2	神野南山住宅（1～5号棟）	加古川市山手1丁目1 4 番	50	1	1基2槽	10	1
3	神野南山住宅（6～8号棟）	加古川市山手1丁目1 2 番	30	1	1基2槽	7	1
4	土山住宅	加古川市平岡町土山4 2 1 番地の2 5	44	1	1基2槽	－	－

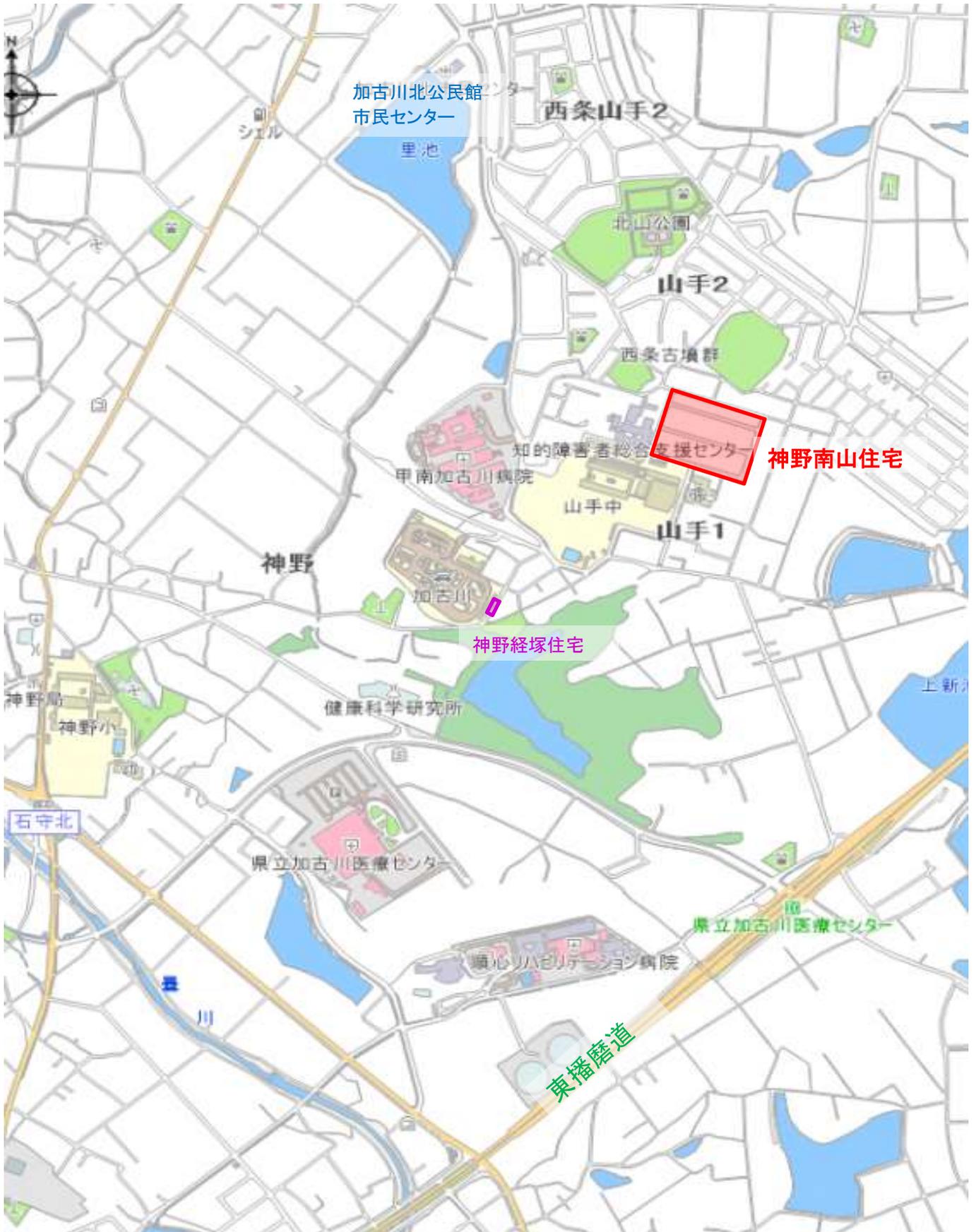
市営西神吉辻住宅位置図



西神吉辻住宅配置図



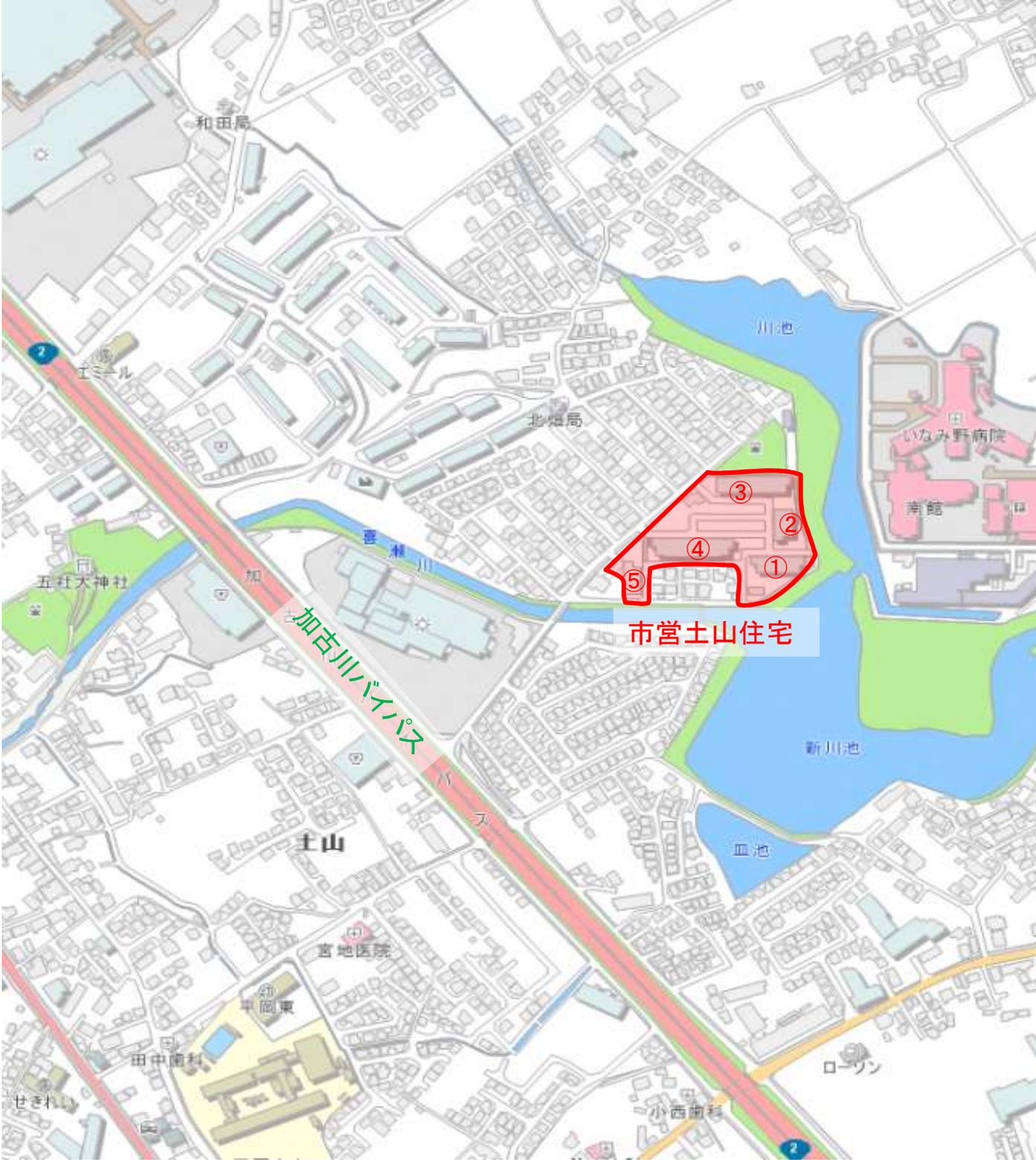
市営神野南山住宅位置図



神野南山住宅配置図



市営土山住宅位置図



土山住宅配置図

